

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東成瀬村長 備前 博和

市町村名 (市町村コード)	東成瀬村 (054640)
地域名 (地域内農業集落名)	岩井川地区 (合居、上野、東村)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月12日 ・ 令和6年7月12日 (第1回) ・ (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水稲を基幹とする複合経営が中心。水稲と併せて、トマト・えだまめ・菌床しいたけ等の生産や繁殖牛の経営が定着している。水稲については法人への集約が進んでいるが、ほ場の形状がまちまちで小規模なほ場も多く、効率的な耕作が難しい状況にある。また、高齢等の理由によりリタイアする個人農業者などから今後の集約希望も聞かれるが、法人においても高齢化が進んでおり、さらなる集約は厳しいものと思われる。個人農業者においては認定農業者が4名いるが、70歳代3名、50歳代1名、平均年齢が69.5歳と高齢化が進みつつあり、法人の現状と合わせて、今後の担い手不足と耕作放棄地の拡大が懸念される。
 耕作放棄地の拡大を防ぎ地域農業を維持発展させていくため、効率的な農作業を可能にするほ場整備や、農業者の確保・育成策を検討していく必要がある。また、農業者以外の地域住民を交え、直接支払制度等を活用しながら地域全体で農地を維持管理していく必要がある。
 【地域の基礎的データ】 認定農業者:4名、法人2(従業員等13名)

(2) 地域における農業の将来の在り方

中心経営体へ農地が集約されており、水稲プラス野菜や畜産の複合経営という現状の形態で地域農業を維持するため、効率的な農作業を可能にするほ場整備について検討を進めるとともに、担い手の育成確保やほ場の粗放的管理を含む農地の維持管理対策を組み合わせた取組を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	95.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	95.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

合居・上野・東村地区を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
すでに法人、個人を中心経営体への農用地の集約が行われている。 今後、リタイヤ等による農用地の貸し付け希望が出てきた場合は、受け手の状況を見ながら集約を進める。受け手不在の農用地については、直接支払制度を活用し地域ぐるみでの維持管理を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
すでに農地中間管理機構を活用した農用地の集約が行われている。 今後も農業者のリタイヤ等により新たに貸し付けを希望する農地が出てきた場合は、農地中間管理機構を活用した集約を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
大きさ、形状がまちまちで効率的な農作業が難しいほ場が多い。基盤整備について地域内で検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
法人と個人の農業者を担い手とする現在の経営形態を継続し確保していく。 新規就農希望者や法人等による新規参入希望があれば、地域の担い手として確保・育成していく。 経営の効率化と農用地の維持活用を図るため、村内にある団体経営体の集約について検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託の活用予定なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ⑦中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払交付金制度の活用による地域資源の保全管理活動が行われていることから、今後も農業者との連携、役割分担により農用地の維持管理を推進する。
⑧農業用水路の管理を行っている管理組合との連携により、水路の維持管理を継続する。